

大学基準協会への加盟が認められたことのみが掲載され、その際付された助言等の内容については公開されてはいない。

【点検・評価】 自己点検評価結果、および外部評価結果のいずれについても、学内外に発信することは大学における社会的義務であり、さらには大学自身にとっても大きな重要性和意義がある。その観点からすると、2000 年度の大学基準協会への加盟判定審査の結果についての外部への発信は十分なものとは言えなかった。本学ではその後、情報発信や情報公開などについての意識の高まりを受け、2006 年度学則によって、教育研究活動等の状況について広く周知を図るために、積極的に情報を提供することを義務づけた。

【課題・方策】 外部評価結果を広く学内外へ発信して社会の客観的な評価を受け入れると共に、そこから得られた結果を本学の教育・研究活動の改善の指針とすることは、極めて重要である。2006 年度より学則において情報公開に関する条文を盛り込んだが、形式的な情報公開に終始しないためには教職員の意識改革が求められる。

なお、今回の大学基準協会による相互評価の結果については、印刷物で関係各機関に発送すると共に、大学ホームページにおいても公表し、広く学外の意見を求めることにしている。

### 3 個人情報管理

#### 1) 個人情報の保護・管理

【現状の説明】 情報公開、情報管理の観点から、個人情報の保護・管理については、学生やその保証人、さらには卒業生や受験生、教職員と多くの情報を収集、管理する大学として、大きな責任を負っていると言って過言ではない。そのため本学では、2000 年度より個人情報の保護に関する規程を定め、個人情報の適正な取り扱いに関しての基本事項を明確にした。その後、さらに個人情報の収集、管理および利用に関する大学としての責務を明らかにすると共に、個人情報の主体である学生・教職員等に、自己に関する個人情報の開示、訂正および削除を請求する権利を保障することとした。そのため、具体的な情報の取り扱いに関連する内規の整備を含め、学内での情報に関する啓蒙活動を行ってきた。

【点検・評価】 本学では他大学に先駆けて情報化を積極的に進め、インターネットなどを通じて大学  
【課題・方策】 情報、入試情報、教員情報、さらには財務情報など、多くの情報を発信して来た。また、教育においても他大学に先がけて情報ネットワークを最大限に活用した授業を推進してきた。その一方では、「個人情報保護に関する法律」の下、高度情報化社会における教育機関として、個人の権利利益を保護し社会の信頼に応えるために、いち早く個人情報の保護に関する規程を定め、個人情報の適正な扱いについて検討を重ねてきたことは評価できることである。また、そのような観点から学内ネットワークのセキュリティの確保

についても、早急な対応を行ってきている。

ただし、問題点は事務職員に関しては、それなりの指導などを通して個人情報の管理を徹底させているが、教員、学生に関しては必ずしも意識改革が十分ではないことである。特に教員は学生の成績等を含む個人情報を扱える立場にあるが、不用意に書類を置き忘れたりするような事件が皆無ではない。幸い、大問題となるようなことは現時点では生じていないが、人権・情報保護委員会などの活動を通して、今後も啓蒙活動を積極的に行っていく。